

令和4年度 事業評価シート

| | | | |
|--|---|--|----------|
| 基本情報 | | 所属名 | 障害福祉課 |
| 事業名称 | 共同生活援助等支援事業費(運営費・開設準備費補助金) | | |
| 実施根拠 (条例・規則・要綱等) | 船橋市グループホーム運営費等補助金交付要綱 | | |
| 事業開始年月日 | 平成18年4月1日 | 最終制度改正年月日 | 令和3年4月1日 |
| 事業目的 (実現・達成したいこと) | グループホーム運営の安定化を図ることにより、障害者の地域移行を促進する。 | | |
| 事業概要 (誰に、何を、どうするのか) | ①千葉県内に法人登記があり、県内でグループホームを運営し船橋援護者を受け入れている事業所に対し、運営に係る費用を補助する。 ②船橋市内でグループホームを開設する事業所に対し開設準備に係る費用を補助する。 | | |
| 実施背景 (事業を実施することになった背景・要因) | 運営及び開設準備費補助は、当初千葉県が実施していた事業。政令市・中核市は県の補助対象外であるため、中核市移行に併せて市単独事業として開始。制度内容は千葉県とほぼ同様となっている。 | | |
| これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷) | 平成15年4月1日 中核市移行に伴い、前身である船橋市知的障害者地域生活援助事業運営費補助金制度を、市単独事業として開始。 平成18年4月1日 自立支援法施行に伴い船橋市グループホーム等運営費補助金交付要綱を制定。 平成23年4月1日 補助対象事業所を社会福祉法人、NPO、医療法人に限定していたが、千葉県が制度改正を行い対象を全法人格に変更したことから船橋市も併せて改正。 | | |
| 事業内容 | 対象者 | 内容(要件・単価・限度額・サービス内容など) | |
| | 船橋市援護者が入居する県内の定員6人以下のグループホーム(開設準備費は定員の制限なし) | 補助基準額 60(千円)~215(千円)/人まで 開設準備費:補助限度額 30(千円)/人 | |
| | | | |

事業実績

| | | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------------|-----------|--------|--------|--------|--------|
| 事業費 (単位:千円) | 当初予算額 | 63,840 | 68,540 | 76,190 | 76,157 |
| | うち一般財源 | 63,840 | 68,540 | 76,190 | 76,157 |
| | 決算(見込)額 | 60,124 | 67,351 | 72,663 | - |
| 対象者数・ 交付件数など | 運営費補助事業所数 | 49 | 56 | 59 | 104 |
| | | | | | |
| | | | | | |

交付税、国・県補助の有無

| | 有無 | (ありの場合)名称・内容 |
|----------------------|----|--------------|
| 交付税措置 | なし | |
| 国・県補助 | なし | |
| (国・県補助への) 上乗せ・横出し | なし | |

業務量

| | | | | | |
|---------------------|-------------|--------|----------|---------|--------|
| 繁忙期 | 年度末～出納閉鎖期間内 | | | | |
| 業務頻度 (年1回・月1回など) | 年1回 | | | | |
| 人工 | | 常勤職員 | 会計年度任用職員 | 再任用(フル) | 再任用(短) |
| | 人工 | 2.1 人工 | 0.0 人工 | 0.0 人工 | 0.0 人工 |
| | 従事者数 | 3 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 |

※ 職員1人の労働力=1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載例】従事者数:2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

| | |
|------|----------------------------|
| 所属名 | 障害福祉課 |
| 事業名称 | 共同生活援助等支援事業費（運営費・開設準備費補助金） |

（１）一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

| 項目 | 課題 | 今後の方向性 |
|----------------|--|--|
| 1 国・他市比較 | 平成18年に法定サービスとして位置づけられてから一定期間が経過し、グループホーム（以下「GH」という。）のあり方について国においても議論されている。今後国の動向や他市の状況をみながら、当該事業のあり方について検討する必要がある。 | 県内においてほぼ同様の制度を行っていることから、4縣市（千葉県、千葉市、柏市、船橋市）の会議などで現行制度の申請状況、また、GHの利用状況や運用状況等について情報共有していきたい。 |
| 2 事業の継続性・持続可能性 | — | — |
| 3 事業の必要性 | — | — |
| 4 | | |

（２）追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

| 項目 | 課題 | 今後の方向性 |
|----------------|--|--|
| 1 国・他市比較 | — | |
| 2 事業の継続性・持続可能性 | <ul style="list-style-type: none"> ・全国的にGHの設置数が増えており、市内でもGHの設置数が大幅に増加している。 ・法定給付費（国）と補助基準額（市）の差額を補助するため、審査に要する業務量が非常に多く、申請受付・支払事務が発生する年度末には、常勤2.1人工を要している。 | 本市だけでなく、全国的にGHの利用者数が大幅に増加しており、将来的にも事業費の増加が予想されることから、他市と連携しながら、持続的な制度設計について検討を行う。 |
| 3 事業の必要性 | 開設準備費については、GHの設置促進を目的にしたものと思われるが、GHが大幅に増加している現状において、必要性が低下している。 | 開設準備費については、GHの設置が大幅に増加している現状において、必要性が低下していると考えられることから、必要性についての検討を併せて行う。 |
| 4 | | |

取組状況

※令和4年度評価結果に対する各年度の取組状況を記載しています

| 所属名 | | 障害福祉課 | | | |
|------|--------------|---|---------|---------|--|
| 事業名称 | | 共同生活援助等支援事業費（運営費・開設準備費補助金） | | | |
| 項目 | 状況 | 令和5年度状況 | 令和6年度状況 | 令和7年度状況 | |
| 1 | 国・他市比較 | 継続 他市状況の把握のために照会を行った。 運営費は近隣市の多くは同事業を実施しており、対象要件及び補助基準額についても同内容のところが多かった。 開設準備費は近隣市では事業実施はされているが、対象要件や補助基準額が異なっていた。 今後も近隣市の状況を踏まえて制度の在り方の検討をしていく。 | - | - | |
| 2 | 事業の継続性・持続可能性 | 継続 （運営費）他市状況の把握のために照会を行った。近隣市の多くは同事業を実施しており、対象要件及び補助基準額についても同内容のところが多かった。 今後も近隣市の動向を注視し、持続的な制度設計について検討を行う。 | - | - | |
| 3 | 事業の必要性 | 継続 （開設準備費）他市状況の把握のために照会を行った。近隣市では事業実施はされているが、対象要件や補助基準額が異なっていた。 今後も近隣市の状況を踏まえて対象要件（法人種別、対象経費等）を含めて制度の在り方の検討をしていく。 | - | - | |
| 4 | | - | - | - | |

令和4年度 事業評価シート

| | | | | | |
|--|---|--|-----------|--|--|
| 基本情報 | | 所属名 | 障害福祉課 | | |
| 事業名称 | 共同生活援助等支援事業費(家賃補助) | | | | |
| 実施根拠 (条例・規則・要綱等) | 船橋市グループホーム等入居者家賃補助事業実施要綱 | | | | |
| 事業開始年月日 | 平成18年4月 | 最終制度改正年月日 | 平成31年2月1日 | | |
| 事業目的 (実現・達成したいこと) | グループホーム及び生活ホームの入居者(障害者)の負担軽減及び、自立の促進を図る。 | | | | |
| 事業概要 (誰に、何を、どうするのか) | グループホーム、生活ホーム入居者のうち市町村民税非課税者に1か月分の家賃額(特定障害者特別給付費の支給対象者は当該給付費を控除した額)の1/2(上限月額20,000円)を補助。 ※特定障害者特別給付費非対象の場合は上限25,000円 | | | | |
| 実施背景 (事業を実施することになった背景・要因) | 平成18年度から県の単独補助として始まったが、政令市・中核市は除かれたため、本市においても平成18年度から県の制度に準じて「船橋市グループホーム等入居者家賃補助事業実施要綱」で定め、家賃補助を行った。 | | | | |
| これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷) | <p>特定障害者特別給付費(※)の支給に伴う制度改正</p> <p>※H23年10月1日より、障害者自立支援法に基づく特定障害者特別給付費の対象サービスに、グループホームとケアホームが加わり、家賃に対して月額10,000円(10,000円未満の場合は、家賃相当額)が支給されることとなったもの。そのため、市単独事業についても、同日より同給付費を控除した補助額とする改正を行った。</p> | | | | |
| 事業内容 | 対象者 | 内容(要件・単価・限度額・サービス内容など) | | | |
| | グループホーム、生活ホーム入居者のうち特定障害者特別給付費の支給対象者 | 家賃額から特定障害者特別給付費を控除した額の1/2(月額上限20,000円) | | | |
| | 上記対象者のうち、特定障害者特別給付費の非対象者 | 1か月分の家賃額の1/2(上限月額25,000円) | | | |

事業実績

| | | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------------|---------|--------|--------|--------|--------|
| 事業費 (単位:千円) | 当初予算額 | 48,236 | 60,156 | 71,928 | 76,157 |
| | うち一般財源 | 48,236 | 60,156 | 71,928 | 76,157 |
| | 決算(見込)額 | 51,333 | 61,311 | 66,781 | - |
| 対象者数・ 交付件数など | 生活ホーム | 5人 | 4人 | 1人 | 3人 |
| | グループホーム | 321人 | 371人 | 397人 | 443人 |
| | | | | | |

交付税、国・県補助の有無

| | 有無 | (ありの場合)名称・内容 |
|----------------------|----|--------------|
| 交付税措置 | なし | |
| 国・県補助 | なし | |
| (国・県補助への) 上乗せ・横出し | なし | |

業務量

| | | | | | |
|---------------------|-------------------|--------|----------|---------|--------|
| 繁忙期 | 4月、7月、10月、1月 | | | | |
| 業務頻度 (年1回・月1回など) | 年4回(5月、8月、11月、2月) | | | | |
| 人工 | | 常勤職員 | 会計年度任用職員 | 再任用(フル) | 再任用(短) |
| | 人工 | 0.6 人工 | 1.0 人工 | 0.0 人工 | 0.0 人工 |
| | 従事者数 | 2 人 | 1 人 | 0 人 | 0 人 |

※ 職員1人の労働力=1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載例】従事者数:2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

| | |
|------|--------------------|
| 所属名 | 障害福祉課 |
| 事業名称 | 共同生活援助等支援事業費（家賃補助） |

（１）一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

| 項目 | 課題 | 今後の方向性 |
|----------------|-----------------------|--------------------------------------|
| 1 他市比較 | 近隣市もほぼ同じ制度で事業を実施している。 | 近隣市の状況も参考にしながら、現行制度の枠組の中で制度運営に努めていく。 |
| 2 事業の継続性・持続可能性 | — | — |
| 3 | | |
| 4 | | |

（２）追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

| 項目 | 課題 | 今後の方向性 |
|----------------|---|---|
| 1 他市比較 | — | |
| 2 事業の継続性・持続可能性 | <ul style="list-style-type: none"> ・グループホーム（以下「GH」という。）の設置数増加に伴い、家賃補助の対象者数が大幅に増加している。 ・家賃補助については、運営費補助と異なり、全てのGHの利用者を対象としているため、事業費の伸びが著しい。 ・対象者が多いため、審査に要する業務量が非常に多く、年4回の支払時期には、常勤0.6人工、会計年度1.0人工を要している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・GHの利用者数が大幅に増加しており、将来的にも事業費の増加が予想されることから、他市と連携しながら、持続的な制度設計について検討を行う。 ・利用者数の増加に伴う業務量の増加に対しては、施設による代理受領を拡充すること等により、業務の効率化を検討する。 |
| 3 | | |
| 4 | | |

取組状況

※令和4年度評価結果に対する各年度の取組状況を記載しています

| 所属名 | | 障害福祉課 | | | |
|------|--------------|---|---------|---------|--|
| 事業名称 | | 共同生活援助等支援事業費（家賃補助） | | | |
| 項目 | 状況 | 令和5年度状況 | 令和6年度状況 | 令和7年度状況 | |
| 1 | 他市比較 | 継続 引き続き持続的な制度設計について検討を行う。 | - | - | |
| 2 | 事業の継続性・持続可能性 | 継続 グループホーム家賃補助は、廻りの申請が出来ない点についてご意見を頂くことがあった。その為、障害福祉サービス受給者証や障害福祉のしおり、新規申請の際の案内を見やすくする等の工夫をした結果、お問い合わせ件数減少へ繋げることが出来た。 今後は、利用者数の大幅増に伴う業務量を精査し、効率的な業務遂行をしていきたい。 | - | - | |
| 3 | | - | - | - | |
| 4 | | - | - | - | |

令和4年度 事業評価シート

| | | | | | |
|---|---|--|----------|--|--|
| 基本情報 | | 所属名 | 障害福祉課 | | |
| 事業名称 | 共同生活援助等支援事業費(スプリンクラー整備費補助金) | | | | |
| 実施根拠 (条例・規則・要綱等) | 船橋市障害者グループホームスプリンクラー整備費補助金交付要綱 | | | | |
| 事業開始年月日 | 平成28年4月1日 | 最終制度改正年月日 | 令和4年1月1日 | | |
| 事業目的 (実現・達成したいこと) | スプリンクラー設置費を補助することで、入所者の安全の確保を図る。 | | | | |
| 事業概要 (誰に、何を、どうするのか) | グループホームを運営する事業所に対し、スプリンクラー設置費を補助する。 | | | | |
| 実施背景 (事業を実施することになった背景・要因) | 平成27年度に消防法施行令が改正され、新規に開設されるグループホームについては原則としてスプリンクラーの設置等が義務付けられたことから、新規に賃貸にて開設されるグループホームについてスプリンクラー整備を実施する場合に補助を行うこととして、平成28年度にスプリンクラー設置費補助を創設した。 | | | | |
| これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷) | <p>グループホームを新規に開設する事業所(賃貸物件に限る)に対し、スプリンクラー設置費を補助し、グループホーム運営の安定化及び入所者の安全確保を図る。 直近2年については実績なし。</p> <p>(H28年度) 補助件数: 2件 補助額: 3,700,000円</p> <p>(H29年度) 補助件数: 3件 補助額: 9,438,000円</p> <p>(H30年度) 補助件数: 1件 補助額: 1,643,000円</p> <p>(R01年度) 補助件数: 2件 補助額: 3,828,000円</p> <p>(R02年度) 補助件数: 0件</p> <p>(R03年度) 補助件数: 0件</p> | | | | |
| 事業内容 | 対象者 | 内容(要件・単価・限度額・サービス内容など) | | | |
| | 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、株式会社等 | 賃貸物件で新規に開設されるグループホームに対して、要綱で定められた補助額算出方法により算出された額を比較し、最も少ない額に3/4を乗じて得た金額を補助する。 | | | |

事業実績

| | | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------------------------|----------------|--------|-------|-------|-------|
| 事業費 (単位:千円) | 当初予算額 | 12,400 | 9,030 | 2,000 | 2,000 |
| | うち一般財源 | | | 0 | |
| | 決算(見込)額 | 3,828 | 0 | 0 | - |
| 対象者数・ 交付件数など | 交付件数 | 2 | 0 | 0 | - |
| | | | | | |
| | | | | | |

交付税、国・県補助の有無

| | 有無 | (ありの場合)名称・内容 |
|----------------------|----|--------------|
| 交付税措置 | なし | |
| 国・県補助 | なし | |
| (国・県補助への) 上乗せ・横出し | なし | |

業務量

| | | | | | |
|---------------------|-------------|--------|----------|---------|--------|
| 繁忙期 | 申請時期によって異なる | | | | |
| 業務頻度 (年1回・月1回など) | 年1回 | | | | |
| 人工 | | 常勤職員 | 会計年度任用職員 | 再任用(フル) | 再任用(短) |
| | 人工 | 0.5 人工 | 0.0 人工 | 0.0 人工 | 0.0 人工 |
| | 従事者数 | 2 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 |

※ 職員1人の労働力=1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載例】従事者数:2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

| | |
|------|-----------------------------|
| 所属名 | 障害福祉課 |
| 事業名称 | 共同生活援助等支援事業費（スプリンクラー整備費補助金） |

（１）一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

| 項目 | | 課題 | 今後の方向性 |
|----|--------------|--|--|
| 1 | 事業の継続性・持続可能性 | グループホーム（以下「GH」という。）整備を実施する事業者の負担軽減のため、継続して実施する必要があると考えるが、直近2年は補助実績がない。 | 令和3年度障害福祉サービス事業者等集団指導において、当該補助金に関する周知を行っているが、今後も継続して周知を図る。 |
| 2 | | | |
| 3 | | | |
| 4 | | | |

（２）追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

| 項目 | | 課題 | 今後の方向性 |
|----|--------------|--|---|
| 1 | 事業の継続性・持続可能性 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度から令和4年度にかけてGHが100以上増えているにもかかわらず、補助件数が非常に少なく、直近2年は補助実績がない。（H28:2件、H29:3件、H30:1件、R1:2件、R2～R3:0件） ・柏市を除き、他市ではほとんどが同様の事業を実施していない。 ・スプリンクラーの設置については、法令で原則として義務付けられているため、補助をしなくても一定規模の施設は設置することが求められる。 | スプリンクラーの設置は、法令で義務付けられているもので、他市ではほとんどが同様の事業を実施していないことから、補助実績が非常に少ないことも踏まえて、制度の継続について検討を行う。 |
| 2 | | | |
| 3 | | | |
| 4 | | | |

取組状況

※令和4年度評価結果に対する各年度の取組状況を記載しています

| | |
|------|-----------------------------|
| 所属名 | 障害福祉課 |
| 事業名称 | 共同生活援助等支援事業費（スプリンクラー整備費補助金） |

| 項目 | 状況 | 令和5年度状況 | 令和6年度状況 | 令和7年度状況 |
|-------------------|----|--|---------|---------|
| 1 事業の継続性・持続可能性 | 継続 | 補助制度の活用を促すため、事業者に補助制度の周知を4月と6月の2回実施した。工事を施工する物件の状況により取下げとなったものの周知の実施により補助制度の申請へとつながった事例があった。来年度も補助制度の活用を促すため、今年度同様2回の周知を継続して行い、申請へとつなげていきたい。 | - | - |
| 2 | - | - | - | - |
| 3 | - | - | - | - |
| 4 | - | - | - | - |